

神戸市 成年後見支援センター

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分になり
ご自身で契約や財産管理などをするのが困難になった方の
権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らせるように
「成年後見制度」の活用をお手伝いします。



神戸市社会福祉協議会 こうべ安心サポートセンター内

神戸市 成年後見支援センター

〒651-0086

神戸市中央区磯上通3丁目1-32

神戸市民福祉交流センター4階

電話 078-271-5321

FAX 078-271-2250

<http://www.with-kobe.or.jp>

- JR・阪神・阪急・市営地下鉄西神山手線「三宮」駅下車 徒歩15分
- 市営地下鉄海岸線「三宮・花時計前」駅下車 徒歩7分
- ポートライナー「貿易センター」駅下車 徒歩5分
- 市バス⑦系統「市民福祉交流センター前」バス停下車すぐ



社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会

Q 成年後見制度をご存じですか？

A 認知症・知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方を保護し、支援する人(成年後見人等)を選ぶことにより、本人の権利を守る制度です。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

「法定後見制度」は、すでに判断能力に不安がある方のためのものです。

家庭裁判所に申立てをし、本人に代わって契約や財産管理などの法律行為を行う成年後見人等を家庭裁判所が選任します。

「任意後見制度」は将来に備え、あらかじめ本人が決めた人と公正証書により契約をしておくものです。

成年後見制度

法定後見制度

家庭裁判所によって成年後見人等(成年後見人、保佐人、補助人)が選任されます。

任意後見制度

将来の判断能力の低下に備えて、あらかじめ自分で任意後見人を決めておきます。

後見

常に判断能力を欠いており日常の買い物も一人では難しい人

保佐

判断能力が著しく不十分で日常の買い物は一人でできるが重要な財産の管理・処分などは難しい人

補助

判断能力が不十分で重要な財産管理などを一人ですることが不安な人

本人の判断能力が低下した場合、家庭裁判所で任意後見監督人が選任され、任意後見人の仕事が始まります。



こんなことで お困りではありませんか？

- 訪問販売や悪徳商法の被害にあっている。
- 本人の年金が勝手に使われている。
- 成年後見制度についてくわしく知りたい。
- 成年後見申立て手続きがわからない。

ぜひ 神戸市 成年後見支援センターにご相談ください。

神戸市 成年後見支援センターがお手伝いできること

相談(無料)

相談員による相談

電話や窓口で、成年後見制度に関する相談をお受けします。成年後見制度を利用するための手続きや、申立てに関するアドバイスを行います。

- 月曜日から金曜日(土・日・祝日および年末年始はお休みになります。)
- 午前9時から午後5時

専門職による相談 事前に予約が必要です。

弁護士・司法書士・社会福祉士が相談をお受けします。

- 弁護士・社会福祉士による相談 —— 第1・第3火曜日 午後1時30分～午後4時30分
- 司法書士・社会福祉士による相談 —— 第2・第4火曜日 午後1時30分～午後4時30分
(祝日および年末年始はお休みになります。)

お困りのときは、一人で悩まず、まずはお電話を。 **078-271-5321**
相談専用電話 **FAX 078-271-2250**

市民後見人の養成と活動の支援

「市民後見人」とは、判断能力が十分でない方が、住みなれた地域で安心して暮らせるよう身近な立場で、その方の生活を支援していく専門職、親族以外の市民による後見人のことです。

1 市民後見人養成研修を開催します。

養成研修を受講してから活動のスタートまで

市民後見人養成研修を受講 → 受講を修了 → 市民後見人の候補者として登録 → 家庭裁判所から選任される → 市民後見人としての活動をスタート

2 市民後見人になられてからの活動を支援します。

情報の提供

成年後見制度への理解を深めていただけるよう、市民のみなさんや関係機関の方々に広く情報を発信していきます。